

議員提出議案第3号

真の国民のための公共事業推進を求める意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、建設大臣、大蔵大臣、総務庁長官に意見書を提出する。

平成6年3月22日

提出者	三朝町議会議員	藤井 享
賛成者	三朝町議会議員	岩井 澄雄
賛成者	三朝町議会議員	吉田 公博
賛成者	三朝町議会議員	田栗 公雄
賛成者	三朝町議会議員	平井 晃
賛成者	三朝町議会議員	牧田 武文

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

真の国民のための公共事業推進を求める意見書

山陰地方、特に鳥取県においては、河川・下水道・公園など社会資本の整備は、全国水準に比較して大きく立ち遅れている。

一連の建設業界に関係する不正・腐敗・談合問題にあわせて、建設省の「技官不要論」「解体・民営化」が取り沙汰されており、これが現実となれば、河川や道路等の整備が遅れている山陰にとっては文字どおり「切り捨て」られることになり、「地域の活性化」に逆行することになる。

公共事業は社会資本整備を通じて国民全体に等しく安全と豊かさを還元することが基本であり、その執行にあたっては、中小零細企業の自立や建設関連労働者などの雇用確保と労働条件向上を図るなど公平な執行が求められている。

地域生活関連公共事業の着実な実施と、より良い社会資本整備実現と行政サービスの向上のためには、建設省職員の大幅増員が必要であり、一方、地域生活関連公共事業の拡充は地域社会の向上をもたらし、直轄予算による事業実施は地域経済の活性化につながるものであるため「直轄事業」を継続実施する必要があるものとする。

よって、下記事項について早期に実現されるよう要望する。

記

- 1 ゼネコン疑惑徹底究明。天下り、談合、企業献金を禁止すること。
- 2 公共投資を防災・国土保全、住宅・下水道・都市公園・生活道路など生活関連重視に切り替えること。
- 3 倉吉工事事務所及び出張所の機構を拡充するとともに、職員を大幅に増員し、「解体・民営化」は行わないこと。
- 4 中小建設業者の受注機会の確保と適法・適正な下請け契約を守らせ、経営の安定と建設関連労働者の労働条件を改善すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年3月22日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会